

Vol.84 行政連携

直方市の任期付公務員として勤務して
—地方自治体のニーズと弁護士役割—直方焼きスパ広め隊
マスコットキャラクター
「焼きスパマン」

直方市総合政策部市政戦略室 弁護士 岩田 祐子 (大阪弁護士会会員50期)

1 直方市の概要

のおがたし
直方市は福岡県の北部、筑豊平野のほぼ中央に位置しています。東部には福知山（標高900.8m）が、中央を遠賀川が北流し、比較的平らな地域が広がっています。人口は令和元年5月末現在56,640人、経済圏としては北九州都市圏に属しています。

江戸時代、初代福岡藩主黒田長政の四男高政に4万石を与え、福岡藩の支藩である直方藩がおかれたのが始まりです。市の中心部を長崎街道が通り物流の要所となりました。明治時代になると筑豊で石炭が見つかったことから、直方は石炭の集積地としての機能を果たすようになり交通網が発達しました。

石炭産業が廃れると筑豊地区全体が地盤沈下していきましたが、直方市は博多・北九州への交通網が発達していたおかげで致命的な大打撃は避けられています。とはいえ、若い世代が都会へと流れてしまうため、65歳以上の人口に占める割合は32.82%となっており、特に中心市街地の活性化が喫緊の課題となっています。

2 任期付職員採用の経緯

直方市は平成27年に元検察官の壬生隆明氏が市長となり、弁護士職員の採用に乗り出しました。平成28年度から任期3年の予定で弁護士を募集し、平成27年に1人内定となったのですがこの方が採用を辞退し（知人に「直方市に行く。」と話したところ「筑豊なんかに行くのはやめろ。」と言われたとか。）、平成28年改めて募集をかけ1人決まったにもかかわらずまたや辞退ということになり（理由は不明。）、平成29年2月に私ともう1人弁護士が採用され3度目の正直で就任となりました。採用が決まってから6月に赴任するまで人事課から何度も気持ちに変わりはないか確認の電話が架かってきて不思議に思っていたのですが、後にこのような事情を聞いてなるほどと思った次第です。

3 応募動機

こんな経緯があったとはつゆ知らず気軽に応募したわけですが、応募するにあたって私なりに考えていたことはあ

▼左：岩田祐子弁護士 右：政策秘書係 司山むつ美係長



りました。平成28年度、私は子どもの権利委員会の委員長に就任しており、これには近弁連の委員長、日弁連の副委員長ももれなくついてくるため、仕事のほとんどを委員会活動にとられていました。そうなることはあらかじめ予想できたため、当時いろいろお受けしていた弁護士会の委員会、会派、行政機関の各委員等の多くを辞任していました。平成28年の年末、委員長の職も終わりが見えてき始めたころ、4月以降少し余裕ができるということで、以前から漠然と考えていた行政の仕事に応募してみようかという気持ちになりました。それまでうまくタイミングがつかめずにはいましたが、委員長職を降りたときがタイミングとしてベストではないかと思ったのです。

そこで日弁連のHPに掲載されている任期付職員の募集要項を見ていたのですが、直方市のページを開いたのは本当に偶然で、まず直方って何て読むのだろう、次にどこにあるのだろうという軽い気持ちでした。というのもほとんどの募集が県庁所在地とかある程度の規模の都市で、名前を見たらなんとなくイメージがわくという自治体ばかりの中で直方という地名が新鮮だったのです。

さらに募集内容を見たときに「おっ」と思ったのが、「平成28年4月1日現在50歳未満の方」という募集の仕方でした。任期付職員の募集のほとんどが「弁護士経験不問」とか「修習期を指定しない」となっていたのですが、弁護士としての経験を生かせないのだったら任期付職員になる意味がないと思っていました。そんな中で「平成28年4月1日現在50歳未満の方」という募集の仕方は新鮮で裏を返せば経験者を希望しているのかなと思ったのです。実際もう1人採用された弁護士も旧60期の方で10年以上の経験がある方でした。

ここで俄然興味をもって応募したのですが、正直筑豊がどういう地域かという予備知識はなく、福岡県か、博多なら知っているけど、といった程度の気持ちで、いろいろな意味でこんなにディープな街であることは想像もしていませんでした。とはいえ私は父が転勤族であったため子どもの頃からほぼ2年ごとに引越しをしており、新しい土地に行くことについての抵抗はありませんでした。

ちなみに面接は1時間あり、今までの経験と行政でやりたいことを聞かれましたが、それ以上に市長がご自身の理想とする市政を延々お話になり、最後に「こういう市政をしたいが君はそれについてきてくれるか。」と問われ、「はい。」と答えて面接終了となりました。

4 所属と業務内容

私が所属しているのは総合政策部市政戦略室です。ここは秘書係と課を跨ぐ横断的な案件の事務局的なことをしている係が一緒になったところでした。毎日職員が市長決裁を得るためにやって来るので市政全体を見渡すことができます。また、教育委員会教育総務課にも席を置いてもらっており、週1日はそこで過ごしています。これは私の専門が子どもの権利であるということで、教育委員会からの相談にも応じられるようにということで決まりました。

主な仕事は職員からの法律相談に応じることです。もう1人の弁護士の専門が貧困問題や民暴問題であるため、彼は主に市民部からの相談に応じ、私は産業建設部や上下水道・環境部等の相談に応じています。もっともセカンドオピニオンのように片方の弁護士を使ってもらうこともあるし、複雑な案件は2人で対応しています。またそれぞれが聞かれた案件に対し迷ったりよく分からないときにはすぐに相談に行ったりします。自治体内に複数弁護士がいるというのは案件の適正な処理に有用ですし、何よりも精神的に楽です。

相談業務以外にも、条例の制定・改正作業や情報公開請求への対応、行政処分の手続き面での対応、職員向け研修、様々な事実の調査など幅広く行っています。また2年目からは市民向けの法律相談も担当しています。

教育委員会では職員からの相談はもちろん、学校からの相談にも応じています。教育委員会は子どもの問題を幅広く担当しているので、児童虐待、特定妊婦、障がい児支援、学校問題などの様々なケース会議に出席し、法律面での意見を述べたりしています。

5 終わりに

任期付職員というと若手がやるものというのが一般的なイメージではないかと思われそうですが、実際はベテラン弁護士にこそやってもらいたい仕事です。市民の生活に直結するような案件ばかりのため、法律で割り切れないことも多く、法律知識と経験に裏付けされたバランス感覚が求められます。特に小規模市は人間関係が濃密なため、ほんの些細な事がまわりまわって全く違う形で争いになったりします。市道にはみ出た枝木一つにしてもどうしたらいいのか毎日職員と一緒に悩みながらより良い解決策を模索しています。